

# たんしん後見支援預金

令和2年2月3日現在

1. 商品名	たんしん後見支援預金
2. 販売対象	神戸家庭裁判所または京都家庭裁判所から後見支援預金の契約締結に係る「指示書」を交付された成年被後見人または未成年被後見人
3. 期間	期間の定めはありません。 ただし、家庭裁判所が交付した「指示書」による場合、もしくは、被後見人の死亡および未成年被後見人が成年となった時点で預金契約は終了します。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所が交付した「指示書」によりお預け頂きます。</li> <li>・「後見支援預金に係る手続申込書」により、入金票の提出は不要といたします。</li> <li>・1円以上（制限はありません）</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所が交付した「指示書」により払出しいたします。</li> <li>・「後見支援預金に係る手続申込書」により払戻請求書の提出は不要といたします。</li> <li>・後見人の本人確認書類の提示をお願いします。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利（普通預金金利）</li> <li>・年2回（3月・9月）当金庫所定の日により元金（預金残高）に組入れします。</li> <li>・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日とする日割計算とします。</li> </ul>
7. 税金	利息に対して、20.315%（国税15.315%、地方税5%）相当額の源泉分離課税が適用されます。
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳再発行の場合、当金庫所定の手数料を申し受けます。</li> <li>・自動振込（定期送金）について、家庭裁判所の交付した「指示書」によって取扱います。当金庫所定の振込手数料等を申し受けます。</li> </ul>
9. 付加できる特約事項	
10. 中途解約時の取扱い	
11. 金利情報の入手方法	・金利は当金庫ホームページ、店頭備え付けの金利表示装置または窓口へご照会ください。
12. 苦情対応措置・紛争解決措置	<p><b>苦情対応措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは総合企画部（8時40分～18時、電話：0796-23-1209 または 0120-839-939）までお申し出下さい。当金庫のほかに、（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」（9時～17時、電話：03-3517-5825）をはじめする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総合企画部にご相談下さい。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 兵庫県弁護士会が設置運営する紛争解決センター（9時～17時、電話：078-341-8227）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記総合企画部までお申し出下さい。なお、兵庫県弁護士会に直接申し立て頂くことも可能です。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お取引は、口座開設店の窓口のみとなります。</li> <li>・キャッシュカードは発行いたしません（ATMのご利用はできません）。</li> <li>・インターネットバンキング等のご利用はできません。</li> <li>・この預金口座からの各種料金等の自動引落はできません。</li> <li>・給与・年金・各種配当金等の受取口座としてのご利用はできません。</li> <li>・総合口座としてのご利用はできません。</li> <li>・記帳については、当金庫のATMのみ取扱いが可能です。</li> <li>・マル優（非課税）の取扱いはできません。</li> </ul>
13. 預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）